## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ　ー全体概要ー

**あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障**

- 感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実
- 最終学年（小６・中３・高３）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す
- 他の学年は、２～３年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障

◆**授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導**
個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。 ※ 教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

◆**最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に**

◆**人的・物的体制の緊急整備**（第二次補正予算案に計上）
教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。
※ 退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設
感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を１校あたり100～500万円支援。
※ 感染状況や学校規模等に応じて配分

◆**ICT活用によるオンライン学習の確立**
端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。
秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。
※ 全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供
※ 今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供
（リンク数400以上、延閲覧回数487万PV以上）

NHKの取組なども掲載

（文部科学省より）

**曽我部　秀司　議員**

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育について

**問** 臨時休業について

①５月22日に教育委員会からのお知らせに「今後、町内で新たな感染者が発生した場合には、幼稚園・小中学校は臨時休業とします。」とあったが、この臨時休業にする判断基準や規模は厳しくないか。

②第２波に備え、臨時休業を実施する場合の判断基準や規模をケースごとに考えてはどうか。

③出席停止にする場合を保護者に発信してはどうか。

**答** 本馬教育長

①町内で感染者が発生した場合、保健所からは、個人が特定されないよう配慮して、感染者が町内在住であること、性別、年代しか連絡がない。濃厚接触者の状況、感染経路、学校関係者が含まれるかなどの情報もなく、町内で感染者が発生した場合は、町内で感染拡大のおそれがあると判断せざるを得なく、全ての幼稚園・小中学校を臨時休業することとしている。

その後、県の発表により学校関係者に感染者や濃厚接触者がないことが明らかになり、学校の安全が確認された場合は、学校を再開する。

②第２波が訪れ、感染者が発生した場合も同様である。

③文部科学省や県教育委員会からの通知により、発熱等風邪の症状による児童生徒が自宅休養した場合や、新型コロナウイルス感染症に対する不安が強く登校することが困難である児童生徒等についても欠席扱いではなく、「出席停止」としている。このことを４月に町や学校のHP、文書などで保護者にお知らせした。

**問** オンライン授業について

①各校のICTに精通している教職員でオンライン授業検討会（仮称）を設置し、オンライン授業実施に向けて検討してはどうか。

②「一刻も早く児童生徒のICT環境を整えることが必要である。遅くとも令和２年８月までには、少なくとも小学校６年生・中学校３年生や、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対してICT環境が整備されることを目指す。」と文部科学省から通知が出されている。これは可能か。不可能なら、ICT環境のアンケート結果から不足数だけを整備することは可能か。

**答**

①学校が再開したばかりで、子どもたちが心身ともに健康で安定した学校生活を送ることや、学習の遅れを取り戻すことが最優先である。そのため、教職員がオンライン授業の準備のための活動は無理である。

今後、教職員がオンライン授業について検討できる状況になったときには、検討会等の設置も必要と考えている。

**答** 住田学校教育課長

②補助金があっても、町の負担も相当なもので、町の財政状況を考慮しながらICT環境整備を行っていく。財源の確保ができたとしても、調査や手続き等で８月までに対応するのは難しい。